

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 19 年 9 月 1 日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、140 円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 14 年 4 月から A 社で坑内夫として働いていた。労働者年金保険料の徴収が開始された 17 年 6 月から 19 年 9 月 4 日に出征する前の同年 8 月までの期間は、毎月、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が A 社において厚生年金保険に加入した記録は確認できないが、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）の中に、生年月日が申立人と 1 年相違する同姓同名の者が、昭和 17 年 1 月 1 日（年金額に反映されるのは保険料徴収開始後の 17 年 6 月 1 日以降の期間）に当該事業所で被保険者資格を取得し、18 年 12 月 1 日に同資格を喪失した旨の記録が確認できる上、申立期間当時に当該事業所において被保険者記録が確認できる複数の同僚が申立人の当該事業所における勤務実態について証言していることから、調査の過程で見つかった当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

また、当該旧台帳には、「全期間に対応する名簿 20. 6. 29（焼失）31. 12. 18」との記載が確認できることから、昭和 20 年 6 月 28 日の空襲により当初の被保険者名簿が焼失したことがうかがえるところ、社会保険事務所が

保管している現在の被保険者名簿においては、1番から2024番までの健康保険の番号の記録が欠落している上、当該旧台帳における被保険者記録の復元の経緯も不明であることから、当該旧台帳の復元の際に、申立人の資格喪失日についても誤って記載されたと推認することが妥当である。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、徴兵されるまで継続して勤務していた。」と証言しており、このうち一人は、「自分は、当該事業所に昭和19年8月31日まで勤務していた。申立人が自分より先に辞めたということはない。」と証言していることから、申立人の主張のとおり、申立人は、19年8月31日まで当該事業所に継続して勤務していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び19年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録により、140円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から42年2月1日まで

昭和40年4月にA社B営業所に入社し、約8か月間勤務した後、41年2月にC市に所在する本社(A社)に転勤した。転勤後は、進学のために退職した45年2月まで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が42年2月1日となっており、41年2月からの1年間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚及びA社の経理担当者が、「申立人はB営業所から本社に転勤後も継続して勤務していた。」と証言していること、及び同社B営業所の当時の営業所長も、「申立人に記録の欠落があるのは考え難い。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和41年2月1日に同社B営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、事業主の連絡先が不明であることから、申立てに係る関連資料等を得ることができないものの、

申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が、昭和 42 年 2 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 41 年 2 月から 42 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 5 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで  
②昭和 45 年 7 月から 47 年 2 月まで  
③昭和 47 年 3 月から 48 年 1 月まで

A社に勤めた申立期間①について、社会保険事務所に照会したところ、昭和 32 年 3 月 1 日に脱退手当金を支給した記録になっているとの回答を受けた。私は、年金は老後の資金と考えていたので、脱退手当金を受給するはずもなく、手続をした覚えも無いので、支給の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②についてはB社C事業所に、申立期間③についてはD社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者期間が確認できないとの回答を受けた。公共職業安定所から昭和 47 年 3 月に交付された失業保険被保険者証及び 48 年 2 月に交付された失業保険金受給資格者証があり、申立期間②及び③に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、複数の同僚の証言等により、申立人がB社C事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当時の当該事業所の所長は既に死亡しており、申立期間当時、当該事業所に時々来ていたB社E事業所の事務担当者は、

「C事業所はE事業所の出先機関の一つであり、各事業所は独立採算を採っていたが、C事業所では厚生年金保険の適用を受けていなかったのではないか。」と証言している。

申立期間③については、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間③及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員からは、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、当該事業所に転勤の無いパートとして勤務していたと主張している上、当該事業所に当時勤務していた者は、「パートについては、厚生年金保険に加入させる取扱いはしていなかった。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月1日に支給された記録となっている上、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、オンライン記録どおりに脱退手当金が支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年10月1日から55年6月30日まで  
②昭和56年10月1日から57年9月30日まで  
③平成2年10月1日から4年8月31日まで  
④平成5年9月1日から7年9月30日まで

申立期間①及び②はA社に、申立期間③及び④はその関連会社のB社C事業所に勤務していた。申立期間①から④のいずれについても、標準報酬月額が直近のものより下がっているが、申立期間①及び②については、定期昇給及びベースアップを続けてきた上に、昭和56年1月から管理職となり、扶養家族等に変化も無く、申立期間③及び④については、B社C事業所に移籍した直後であるが、移籍後の給与は、移籍前並みに保証されていたので、標準報酬月額が下がることは考えられない。事業所からの届出を社会保険事務所が処理する際に、何らかの誤りがあったのではないかと思われる。

申立期間①の標準報酬月額については、昭和52年7月の随時改定時の32万円に、申立期間②については、55年10月の定時決定時の36万円に、申立期間③及び④については、平成4年9月の随時改定時の50万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、事業主により申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間①及び②について、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額

はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、申立期間①については、申立人は、標準報酬月額が直前のものから6万円も下がることは考えられないと主張しているが、A社は、「当時、第2次オイルショックで残業が無くなっていた時期ではなかったか。」と証言している上、オンライン記録において、申立人と同じ昭和9年生まれで、申立期間①及び②にA社で被保険者記録が確認できる34人（申立人を含む。）について見ると、52年から53年にかけて標準報酬月額が下がった者は16人、このうち2等級以上下がった者は9人いることが確認でき、申立人の主張を裏付けるものとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間②前の昭和56年1月に主任に昇格し、残業手当が支給されない管理職となったことから、標準報酬月額が下がることは考えられないと主張しているが、A社は、「当社において、管理職は課長級以上であり、主任は超過勤務手当の支給対象者である。」と証言している。

加えて、申立期間③について、申立人は、申立期間③直前のA社からB社C事業所への移籍に当たり、以前の給与が保証されていたことから、標準報酬月額が下がることは考えられないと主張しているが、A社は、「同社の就業規則上の『移籍した場合の退職金規程』には、同社からの移籍後に給与が下がった場合、55.5才から30か月分の差額を退職金で調整する（差額金額×30か月）ことが規定されている。」と証言している上、オンライン記録から、A社からB社C事業所へ移籍したことが確認できる17人（申立人を含む。）について見ると、標準報酬月額が下がった者が11人いることが確認でき、申立人の主張を裏付けるものとは考え難い。

加えて、申立期間④について、B社の健康保険組合は、「平成6年10月以降の記録は残っており、申立期間④の一部である同年10月から7年9月までの1年間の申立人の標準報酬月額は47万円である。」と証言しており、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 7 月 1 日まで

申立期間において、A社に在籍したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が空白となっているのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、同社の厚生年金保険被保険者に初めてなつたとされる平成 2 年 7 月は、新規の営業所へ異動した時期である。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立期間及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事務所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立人と近接する時期に入社したとする同僚 5 人について見ると、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、最も早い者で昭和 63 年 11 月 1 日、最も遅い者で平成 6 年 2 月 1 日と区々となっている上、申立人の上司は、「当時、会社は従業員に対して、入社後 1、2 か月経過したころに、厚生年金保険への加入を希望する者は申し出るよう話していた。」と証言している。

加えて、申立人の妻の国民年金被保険者記録を見ると、申立期間の大部分は国民年金の申請免除期間とされている上、申立期間後の平成3年3月25日に、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者となった2年7月から同年11月までの期間が、さかのぼって国民年金の第3号被保険者期間とされており、申立人夫婦が、その当時、申立期間が厚生年金保険被保険者期間でなかったものと考えていた可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 40 年 7 月まで

私は、申立期間について、A社B事業所に勤務しており、当該事業所における厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所へ問い合わせたところ、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった旨の回答を受けた。

当時の給与明細書は保管していないが、当時の同僚の氏名も覚えており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことは、当時の同僚の証言及び雇用保険の記録により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、A社は既に全喪し、当時の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出に関する書類は既に処分しているため、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについても不明である。」としている上、当時の上司であるB事業所長代理に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から

控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 7 月まで

私は、昭和 32 年 7 月から A 社に勤務していたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 33 年 2 月 1 日以降の申立期間について、厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが分かった。

当該事業所に勤務する以前に勤務していた事業所は、健康保険に加入しておらず、過労で病気になった時の治療費を同僚が交渉してくれたお陰で会社に負担してもらうことができたことがあり、その後、私は、社会保険が無い事業所では勤務しないように気を付けており、当該事業所でも社会保険には加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、当該事業所に勤務していた複数の同僚の証言により推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間当時、当該事業所には 20 人から 30 人ほどの従業員がいたとしているが、当該事業所に係る被保険者名簿において、被保険者は 15 人しか確認できない上、申立人が当時の同僚として記憶してい

る者の中にも、当該事業所に係る被保険者名簿において、氏名を確認できない者がいることから、当該事業所では、すべての従業員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかった可能性がうかがえる。

加えて、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は所在不明であり、当該事業所の事業を継承したB社は、「当時の資料は保存しておらず、当時の厚生年金保険の加入手続や保険料控除の有無等については分からない。」としており、当時の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 30 日までの期間において、A 社の寮で勤務していたが、当該事業所での厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。

終戦時に、その当時に勤務していた会社の都合でその会社を辞めた後、家庭の事情で、食べるために職を探していたところ、電信柱に当該事業所の寮の管理人を募集したチラシが貼ってあるのを見たので、採用面接を受け、昭和 21 年 4 月 1 日から勤めることになった。

入社当時の寮館長は B 地方出身の人で、後任は C 市の D 地区出身の人であったことを覚えており、私は、寮で生活する従業員の食事の準備、洗濯、掃除、食材の買い出しや調達などの仕事をしていた。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当該事業所の当時の資料や記録を継

承しているB社の担当者は、「当時の人事記録は既に廃棄処分して存在しないが、当時の事情が記されたノートには、『(申立人名)、生年月日：大正12年(月日)、厚生年金適用：昭和21年11月1日から』と記載されている。」と証言しており、当該メモの資格取得日は、被保険者名簿上のものと一致している。

加えて、申立人は、寮館長二人の姓を挙げているが、いずれも所在不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 2 月 27 日から 41 年 3 月 30 日まで  
②昭和 41 年 9 月 12 日から 44 年 3 月 1 日まで

A社とB社の厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、いずれについても、脱退手当金が支給済みであり、支給日は昭和 46 年 3 月 19 日であるとの回答を得たが、当時、出産のため、実家に帰り、同年 3 月 6 日から同年 3 月 19 日までの間は、入院していた。脱退手当金の申請手続きをした記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、出産のため、実家に帰省しており、脱退手当金の請求手続等を行える状況になく、請求手続を行った記憶や受給した記憶も無いと主張しているが、社会保険庁が保管している申立期間②に勤務していたB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和 46 年 3 月 8 日に、婚姻後の姓への変更手続が行われたことが確認でき、その 11 日後の同年 3 月 19 日に脱退手当金が支給された記録となっている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは認められず、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 26 日から 38 年 12 月 31 日まで

申立期間同時に勤務していたA社の厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に対して照会を行ったところ、この期間については、既に脱退手当金が受給された記録になっているとの回答を得た。

私は、当該事業所を退職直後の昭和 38 年 1 月に、実家のあったB県C市（現在は、D市）からE県F市へと転居しており、脱退手当金について、社会保険事務所から電話や文書もらったことは無く、脱退手当金を請求したことも受給したことも無い。申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元経理担当者は、「申立期間当時、当該事業所では、従業員の間で脱退手当金制度が広く知れ渡っており、退職する従業員からの委任を受けて、脱退手当金の代理請求手続をしていた。また、当該事業所では、脱退手当金や退職金については、現金で支給するのが原則であり、自宅が事業所の付近にある者については、従業員の自宅まで出向いて支給することもあった。従業員が不在の場合、同居の家族に預けたこともあった。」と証言しており、G織物工業協同組合は、「申立期間当時、当該事業所を含む織物関係の事業所に勤務する従業員の間では、脱退手当金制度が広く知れ渡っており、当組合は、組合を構成する事業所の従業員に対し、積極的に脱退手当金の受給を奨励し、社会保険事務所に対する脱退手当金の代理請求手続を行っていた。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月19日に支給された記録となっている上、社会保険業務センターが保有している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険事務所へ回答している形跡があり、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。